

機械設備工事 特記仕様書1										N.S																																																																																																																																													
令和4年版 Ver.1.0																																																																																																																																																							
国保中央病院設備改修 機械設備工事特記仕様書																																																																																																																																																							
Ⅰ. 工事概要																																																																																																																																																							
1. 工事場所 奈良県磯城郡田原本町宮古404番地の1 国保中央病院本館																																																																																																																																																							
2. 建物概要																																																																																																																																																							
<table><tr><td>建物名</td><td>構造</td><td>階数</td><td>延面積 (㎡)</td><td>消防法令別表第一</td><td>耐震安全性の分類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>本館</td><td>RC</td><td>7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												建物名	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備 考	本館	RC	7	—	—	—																																																																																																																															
建物名	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備 考																																																																																																																																																	
本館	RC	7	—	—	—																																																																																																																																																		
3. 工事種目																																																																																																																																																							
●印をつけたものを適用し、各一式とする。																																																																																																																																																							
<table><tr><td>工事項目／棟別及び屋外</td><td>本館</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>屋外</td></tr><tr><td>空気調和設備(ドレン洗浄)</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>換気設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>リモコン配線設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>衛生器具設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給湯設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>消火設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>厨房機器設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ガス設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>さく井設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>浄化槽設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>機械式駐車設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>井水揚水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>撤去工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>環境配慮改修工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>建築工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>												工事項目／棟別及び屋外	本館					屋外	空気調和設備(ドレン洗浄)	●	○	○	○	○	○	換気設備	○	○	○	○	○	○	排煙設備	○	○	○	○	○	○	リモコン配線設備	○	○	○	○	○	○	衛生器具設備	○	○	○	○	○	○	給水設備	○	○	○	○	○	○	排水設備	○	○	○	○	○	○	給湯設備	○	○	○	○	○	○	消火設備	○	○	○	○	○	○	厨房機器設備	○	○	○	○	○	○	ガス設備	○	○	○	○	○	○	さく井設備	○	○	○	○	○	○	浄化槽設備	○	○	○	○	○	○	機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○	井水揚水設備	○	○	○	○	○	○	撤去工事	○	○	○	○	○	○	環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○	建築工事	○	○	○	○	○	○	電気設備工事	○	○	○	○	○	○
工事項目／棟別及び屋外	本館					屋外																																																																																																																																																	
空気調和設備(ドレン洗浄)	●	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
換気設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
排煙設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
リモコン配線設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
給水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
排水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
給湯設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
消火設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
ガス設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
さく井設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
浄化槽設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
井水揚水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
撤去工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
建築工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
電気設備工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
Ⅱ. 機械設備工事仕様																																																																																																																																																							
1. 共通仕様																																																																																																																																																							
1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。) ・公共建築設備工事標準図(機械工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。) ・建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)																																																																																																																																																							
2) 工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。																																																																																																																																																							
2. 特記仕様																																																																																																																																																							
1) 項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。																																																																																																																																																							
2) 特記事項に記載の()内表示番号、< >内表示番号、【 】内表示番号及び[]内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。																																																																																																																																																							
章 項 目 特 記 事 項																																																																																																																																																							
一	●適用基準等		県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携 奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集 奈良県県土マネジメント部																																																																																																																																																				
	●設計図書の優先順位		(1) 質問回答書 (以下(2)から(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。(1.1.1.1)<1.1.1.1> ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。																																																																																																																																																				
	●官公署その他への届出手続等		工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集(奈良県県土マネジメント部)」の書式に従い、日程管理を行う。(1.1.1.3)<1.1.1.3>																																																																																																																																																				
	○工事実績情報の登録		※ 行う (適用する) ○ 行わない(1.1.1.4)<1.1.1.4>																																																																																																																																																				
	○情報通信の技術の利用		書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。(1.1.1.5)<1.1.1.5>																																																																																																																																																				
般	●他工事との取合い		別記工事区分表による。(1.1.1.7)<1.1.1.7>																																																																																																																																																				
	●疑義に対する協議等		設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。 (1.1.1.8)<1.1.1.8>																																																																																																																																																				
	●概成工期		現場説明書による。																																																																																																																																																				
	●実施工程表		工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに 変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.1)<1.1.2.1>																																																																																																																																																				
	●施工計画書		(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。 (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 (3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.2)<1.1.2.2>																																																																																																																																																				
項	●施工条件		現場説明書による。(1.1.3.3)<1.1.3.3>																																																																																																																																																				
	○電気保安技術者		標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。(1.1.3.2)<1.1.3.2>																																																																																																																																																				
二																																																																																																																																																							
3. 工事種目																																																																																																																																																							
●印をつけたものを適用し、各一式とする。																																																																																																																																																							
<table><tr><td>工事項目／棟別及び屋外</td><td>本館</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>屋外</td></tr><tr><td>空気調和設備(ドレン洗浄)</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>換気設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>リモコン配線設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>衛生器具設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給湯設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>消火設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>厨房機器設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ガス設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>さく井設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>浄化槽設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>機械式駐車設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>井水揚水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>撤去工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>環境配慮改修工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>建築工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>												工事項目／棟別及び屋外	本館					屋外	空気調和設備(ドレン洗浄)	●	○	○	○	○	○	換気設備	○	○	○	○	○	○	排煙設備	○	○	○	○	○	○	リモコン配線設備	○	○	○	○	○	○	衛生器具設備	○	○	○	○	○	○	給水設備	○	○	○	○	○	○	排水設備	○	○	○	○	○	○	給湯設備	○	○	○	○	○	○	消火設備	○	○	○	○	○	○	厨房機器設備	○	○	○	○	○	○	ガス設備	○	○	○	○	○	○	さく井設備	○	○	○	○	○	○	浄化槽設備	○	○	○	○	○	○	機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○	井水揚水設備	○	○	○	○	○	○	撤去工事	○	○	○	○	○	○	環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○	建築工事	○	○	○	○	○	○	電気設備工事	○	○	○	○	○	○
工事項目／棟別及び屋外	本館					屋外																																																																																																																																																	
空気調和設備(ドレン洗浄)	●	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
換気設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
排煙設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
リモコン配線設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
給水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
排水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
給湯設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
消火設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
ガス設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
さく井設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
浄化槽設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
井水揚水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
撤去工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
建築工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
電気設備工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
Ⅱ. 機械設備工事仕様																																																																																																																																																							
1. 共通仕様																																																																																																																																																							
1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。) ・公共建築設備工事標準図(機械工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。) ・建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)																																																																																																																																																							
2) 工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。																																																																																																																																																							
2. 特記仕様																																																																																																																																																							
1) 項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。																																																																																																																																																							
2) 特記事項に記載の()内表示番号、< >内表示番号、【 】内表示番号及び[]内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。																																																																																																																																																							
章 項 目 特 記 事 項																																																																																																																																																							
一	●適用基準等		県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携 奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集 奈良県県土マネジメント部																																																																																																																																																				
	●設計図書の優先順位		(1) 質問回答書 (以下(2)から(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。(1.1.1.1)<1.1.1.1> ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。																																																																																																																																																				
	●官公署その他への届出手続等		工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集(奈良県県土マネジメント部)」の書式に従い、日程管理を行う。(1.1.1.3)<1.1.1.3>																																																																																																																																																				
	○工事実績情報の登録		※ 行う (適用する) ○ 行わない(1.1.1.4)<1.1.1.4>																																																																																																																																																				
	○情報通信の技術の利用		書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。(1.1.1.5)<1.1.1.5>																																																																																																																																																				
般	●他工事との取合い		別記工事区分表による。(1.1.1.7)<1.1.1.7>																																																																																																																																																				
	●疑義に対する協議等		設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。 (1.1.1.8)<1.1.1.8>																																																																																																																																																				
	●概成工期		現場説明書による。																																																																																																																																																				
	●実施工程表		工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに 変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.1)<1.1.2.1>																																																																																																																																																				
	●施工計画書		(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。 (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 (3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.2)<1.1.2.2>																																																																																																																																																				
事	●施工条件		現場説明書による。(1.1.3.3)<1.1.3.3>																																																																																																																																																				
	○電気保安技術者		標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。(1.1.3.2)<1.1.3.2>																																																																																																																																																				
二																																																																																																																																																							
3. 工事種目																																																																																																																																																							
●印をつけたものを適用し、各一式とする。																																																																																																																																																							
<table><tr><td>工事項目／棟別及び屋外</td><td>本館</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>屋外</td></tr><tr><td>空気調和設備(ドレン洗浄)</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>換気設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>リモコン配線設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>衛生器具設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給湯設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>消火設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>厨房機器設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ガス設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>さく井設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>浄化槽設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>機械式駐車設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>井水揚水設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>撤去工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>環境配慮改修工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>建築工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>												工事項目／棟別及び屋外	本館					屋外	空気調和設備(ドレン洗浄)	●	○	○	○	○	○	換気設備	○	○	○	○	○	○	排煙設備	○	○	○	○	○	○	リモコン配線設備	○	○	○	○	○	○	衛生器具設備	○	○	○	○	○	○	給水設備	○	○	○	○	○	○	排水設備	○	○	○	○	○	○	給湯設備	○	○	○	○	○	○	消火設備	○	○	○	○	○	○	厨房機器設備	○	○	○	○	○	○	ガス設備	○	○	○	○	○	○	さく井設備	○	○	○	○	○	○	浄化槽設備	○	○	○	○	○	○	機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○	井水揚水設備	○	○	○	○	○	○	撤去工事	○	○	○	○	○	○	環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○	建築工事	○	○	○	○	○	○	電気設備工事	○	○	○	○	○	○
工事項目／棟別及び屋外	本館					屋外																																																																																																																																																	
空気調和設備(ドレン洗浄)	●	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
換気設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
排煙設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
リモコン配線設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
給水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
排水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
給湯設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
消火設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
ガス設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
さく井設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
浄化槽設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
機械式駐車設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
井水揚水設備	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
撤去工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
建築工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
電気設備工事	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																	
Ⅱ. 機械設備工事仕様																																																																																																																																																							
1. 共通仕様																																																																																																																																																							
1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。) ・公共建築設備工事標準図(機械工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。) ・建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)																																																																																																																																																							

機械設備工事 特記仕様書3		令和4年版 Ver.1.0		N.S																												
共通事項	○天井点検口	天井点検口の裏側に用途名称を付す。																														
	○機器の据付	仕様書等に記載のないものに関しては、メーカー据付要領を参照として、施工計画書にもりこむこと。																														
空	○方式	※新設 ○空全気方式（○中央 ○各階ユニット） ○ファンコイルダクト併用方式 ○個別方式		○既設 ○空全気方式（○中央 ○各階ユニット） ○ファンコイルダクト併用方式 ○個別方式																												
	○主要空調機器	○ボイラー ○温風暖房機 ○温水発生機 ○遠心冷凍機 ○スクリーン冷凍機 ○吸収冷凍機 ○冷却塔 ○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット ○直置き吸収冷水機 ○小型吸収冷水機ユニット ○コージェネレーション装置 ○氷蓄熱ユニット ○ユニット形空気調和機 ○コンパクト形空気調和機 ○パッケージ形空気調和機 ○ガスエンジン式パッケージ形空気調和機 ○ファンコイルユニット ○空気清浄装置 ○全熱交換器 ○放熱器																														
気	○設計時の温湿度条件	<table><thead><tr><th rowspan="2">時期</th><th colspan="2">場 所</th><th colspan="4">屋 内（調整目標値）</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>冬 期</td><td>0.3℃</td><td>67.2%</td><td>22℃</td><td>40%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>夏 期</td><td>35.6℃</td><td>51.3%</td><td>26℃</td><td>50%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table>				時期	場 所		屋 内（調整目標値）				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	冬 期	0.3℃	67.2%	22℃	40%	℃	%	夏 期	35.6℃	51.3%	26℃	50%	℃	%
	時期	場 所		屋 内（調整目標値）																												
温度 (DB)		湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																										
冬 期	0.3℃	67.2%	22℃	40%	℃	%																										
夏 期	35.6℃	51.3%	26℃	50%	℃	%																										
調	○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト (3.1.14.3) (3.2.2.2) (3.2.2.2)																														
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト ○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が1500mm以下の部分） （○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法） (3.2.2.1)～(3.2.2.7) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。 (3.2.2.1)～(3.2.2.5)																														
和	○チャンパー等	製作及び取付は、標準仕様書第3編2.2.2「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼 ※要（標準仕様書第2編表2.3.2及び表2.3.4による。） ○不要 (2.3.1.4) (3.1.14.6) (3.2.2.2) (3.2.2.5)																														
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製 ○ガラスウール製 (3.1.14.7) ボックスの吊りは3点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。																														
設	○風量測定口の取付位置	図示による。（図面番号） (3.2.2.5) (3.2.2.5)																														
	●配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) (2.2.3.7) (1) 冷水水管・膨張管・エア抜管・膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○耐熱性ライニング鋼管 (SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FCA) ○ステンレス鋼管 (SUS304)（継手） ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA, SGP-FPA) ○ステンレス鋼管 (SUS304)（継手） (3) 蒸気給気管 ※配管用炭素鋼鋼管(黒管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370黒管Sch40) (4) 蒸気還管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370黒管Sch40) ○一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)（継手） ○ (5) 高温水管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370黒管) ○Sch40 ○Sch80 ○ (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管(黒管)（トラフ内共） ○ (7) 空調用給水管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA, SGP-FPA) ○水道用硬質塩化ビニル管 (H1VP) ○ (8) 空調用排水管 ●硬質塩化ビニル管 (VP) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA) ○結露防止層付硬質塩化ビニル管（屋内） ○ (9) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 ○鋼管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370黒管Sch40)																														
備	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカルタイプ ○風速センサータイプ (3.1.15.13) (3.1.15.14) 制御については図示による。（図面番号）																														
	○地下オイルタンク	(1) 本体 ※地下オイルタンク 記号 T0- (2.2.3.6) (3.1.13.7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 記号 T0SF- (2) 蓋 ※WPM-AW800 ○WPM-AW700 ○WPM-A450 ○ (3) タンク室 ○設けない(コロッケ形) ○ (4) コンクリート工事 ※本工事 ○別途建築工事 (5) コンクリート躯体工事 ※本工事 ○別途建築工事 (6) 内部充填砂 ※本工事 ○別途建築工事 (7) タンク外面防護処理 ※施工しない ○施工する (○アスファルト被覆 ○エポキシ樹脂被覆 ○) (8) 基礎杭 ※不要 ○要 (9) 遠隔油量指示計 ※設ける ○設けない (10) 副指示計 ※設ける ○設けない																														
換	○バーナーの制御方式	○オン・オフ制御 ○ハイ・ロー制御 ○比例制御 ○ () (3.1.1.1) (3.1.2.1)～(3.1.2.4)																														
	○鋼板製煙道等	図面に明記なき鋼板製煙道の厚さ ※3.2mm ○4.5mm (3.1.1.2) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口(80φ以上)の箇所は図示による。 (3.2.1.3) (図面番号)																														
空	○ばい煙濃度計	○設けない ○設ける（電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。） (3.1.1.3) ※送風機付き ○送風機なし																														
	○給水軟化装置	(1) 運転方式 ※自動式 ○手動式 (3.1.1.5) (2) イオン交換樹脂筒 ※1筒式 ○ (3) 処理水用硬度測定器 ※設ける ○設けない																														
気	○無圧式温水発生器の本体内面防錆処理	ステンレスを除く鋼製の場合の内面防錆処理は ○溶融亜鉛めっき2種45 ○溶融アルミニウムめっき2種 ○熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法 (3.1.2.2)																														
	○冷凍機	○チリングユニット 仕様等図示による。（図面番号） (3.1.3.1)～(3.1.3.7) ○空気熱源ヒートポンプユニット 仕様等図示による。（図面番号） ○遠心冷凍機 仕様等図示による。（図面番号） ○スクリーン冷凍機 仕様等図示による。（図面番号） ○吸収冷凍機 仕様等図示による。（図面番号） ○吸収冷水機 仕様等図示による。（図面番号） ○吸収冷水機ユニット 仕様等図示による。（図面番号） 基礎等は図示による。（図面番号） (3.2.1.1) (3.2.1.9)																														
調	○冷却塔	仕様等図示による。（図面番号） (3.1.6.7) 基礎等は図示による。（図面番号） (3.2.1.1) (3.2.1.9)																														
	○コージェネレーション装置	仕様、システム等は図示による。（図面番号） (3.1.4.1)～(3.1.4.16) 基礎等は図示による。（図面番号） (3.2.1.1) (3.2.1.9)																														
和	○氷蓄熱ユニット	仕様等図示による。（図面番号） (3.1.5.1)～(3.1.5.11) 基礎等は図示による。（図面番号） (3.2.1.1) (3.2.1.9)																														
	○空気調和機	○ユニット形空気調和機 仕様等図示による。（図面番号） ○コンパクト形空気調和機 仕様等図示による。（図面番号） ○デシカント空気調和機 仕様等図示による。（図面番号） ○ファンコイルユニット 仕様等図示による。（図面番号） ○カセットファンコイルユニット 仕様等図示による。（図面番号） ○パッケージ形空気調和機 仕様等図示による。（図面番号） ○マルチパッケージ型空気調和機 仕様等図示による。（図面番号） ○ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 仕様等図示による。（図面番号） 基礎等は図示による。（図面番号） (3.1.7.1)～(3.1.7.8) (3.2.1.1)																														
設	○空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。（図面番号） (3.1.8.1)～(3.1.8.5)																														
	○回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。（図面番号） (3.1.9.1)～(3.1.9.4)																														
備	○全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。（図面番号） (3.1.9.1)～(3.1.9.4)																														
	○放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。（図面番号） コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。（図面番号） (3.1.10.1)～(3.1.10.11)																														
換	○送風機	電動機の仕様等は図示による。（図面番号） (3.1.11.1)～(3.1.11.4) 水抜き穴（※設けない）○設ける 基礎等は図示による。（図面番号） (3.2.1.18) (3.2.1.18)																														
	○ポンプ類	本体及びベ-スの材質、構成、形式、ポートの口径、電動機等図示による。（図面番号） (3.1.12.1)～(3.1.12.6) 基礎等は図示による。（図面番号） (3.2.1.19) (3.2.1.19)																														
備	○還水タンク	本体材質 ○SUS304 ○SUS316 ○SUS444 配管接続は図示による。（図面番号） (3.1.13.2)																														
	○膨張タンク	○開放形膨張タンク（○鋼板製 ○ステンレス鋼板製 (SUS304)） (3.1.13.5) ○密閉形隔膜式膨張タンク（溶接接合 ○あり ○なし） (3.1.13.6)																														
換	○ヘッダー	還水管接続口 ○設ける ○設けない (3.1.13.9) 排水管接続口 ○設ける ○設けない																														
	○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト (3.1.14.1) (3.2.2.1) (3.2.4.5)																														
調	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト ○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が1500mm以下の部分） （○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法） (3.1.14.3)～(3.1.14.10) 屋外に設置するダクト類にはシ																														

機械設備工事 特記仕様書4

令和4年版Ver.1.0

給設備

水

排水

給湯

消火設備

給湯設備

○配管材料

図面に明記なき配管材料は、下記による。(2.2.1.2)

(1)一般配管

○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA)

○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA)

○ステンレス鋼管(SUS304)(継手)

○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)

○架橋ポリエチレン管

○ポリブデン管

(2)地中配管

○硬質塩化ビニルライニング鋼管(内外面ライニング)(SGP-VD,SGP-FVD)

○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(内外面ライニング)(SGP-PD,SGP-FPD)

○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)

○水道配水用ポリエチレン管(※屋外)

○屋内

○屋外

○屋内

○屋外

○屋内

○屋外

○ポンプ類

○揚水用ポンプ

共通ベースの材質、フート弁の呼び径等図示による。(5.1.2.1)(5.1.2.2)

(図面番号)

○小型給水ポンプユニット

運転方式、制御方式、24時間強制運転機能、フート弁の呼び径等図示による。(5.1.2.3)

(図面番号)

○深井戸用水中モーターポンプ

揚水管の材質、低水位用電極(停止及び復帰用)及び制御ケーブルの長さ等図示による。(5.1.2.5)

(図面番号)

○タンク

(1)形式

○FRP製パネルタンク(※複合板形

○単板形)

○ステンレス鋼板製パネルタンク(外部保温

○あり

○なし)

○鋼板製一体形タンク

(2)仕様

タンク本体給水栓用配管接続口

○設ける

○設けない

各接続管フレキシブルジョイント

○ペローズ形

○合成ゴム製

気相部の水位レベルは図示による。(図面番号)

(2.2.4.7)(5.1.4.2)

○排水方式

汚水と雑排水

屋内

○分流式

○合流式

汚水・雑排水と雨水

屋外

○分流式

○合流式

ポンプ排水

○あり

○汚水

○雑排水

○雨水

○湧水

○浄化槽二次側

※なし

○放流先

(1)汚水

○直放流下水管

○浄化槽

(2)雑排水

○直放流下水管

○浄化槽

○別途樹(

工事)

○負担金

※不要

○要

○(本工事

○別途工事)

名称:

○配管材料

図面に明記なき配管材料は、下記による。(2.2.1.2)

(1)汚水・雑排水管

○水道用硬質塩化ビニル管(VP)

○建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル(RF-VP)

○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA)

○耐火二層管(国土交通大臣認定品)

○

(2)通気管

○水道用硬質塩化ビニル管(VP)

○建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP)

○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA)

○配管用炭素鋼鋼管(白管)

○耐火二層管(国土交通大臣認定品)

○

(3)流し等の床上露出部分の配管は、硬質塩化ビニル管(RF-VP)でもよい。

○汚水・雑排水及び汚物用水中モーターポンプ

ケーシング、羽根車の材質、電動機の型式、着脱装置等は図示による。(5.1.2.7)

(図面番号)

汚物用水中モーターポンプの極数は図示による。(図面番号)

(図面番号)

ストレーナ、水中ケーブルの長さは図示による。(図面番号)

(図面番号)

○グリース阻集器

※ステンレス鋼板製(SUS304)

○強化プラスチック製(FRP)

(5.1.7.8)

○満水試験継手

※要(取付箇所は図示による。(図面番号))

○不要

(2.2.4.8)

○給湯方式

○中央式

○局所式

○配管材料

図面に明記なき配管材料は、下記による。(2.2.1.2)

○ステンレス鋼管(SUS304)(継手)

○鋼管(壁又は床埋設をする場合は、保温付被覆鋼管を使用してもよい。)

○耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA,SGP-H-FVA,SGP-H-FCA)

○ポリブデン管

○架橋ポリエチレン管

○ガス湯沸器

※瞬間式

○貯湯式

(図面番号)

(5.1.3.6)

○潜熱回収型給湯器

給湯熱効率(※90%以上

%以上)

(図面番号)

(5.1.3.7)

○貯湯式電気温水器

節電機能等は図示による。(図面番号)

(5.1.3.8)

○ヒートポンプ給湯機

タンク容量等は図示による。(図面番号)

(5.1.3.9)

○排気筒

排気筒を外気に開放する場合の頂部形状は図示による。(図面番号)

(5.1.3.10)

○貯湯タンク

材質、電気防食の方式等図示による。(図面番号)

(5.1.4.3)

○消火設備の種類

○屋内消火栓

○連結送水管

○屋外消火栓

○スプリンクラー

○泡消火

○粉末消火

○不活性ガス消火

○連結散水

○フード等用簡易自動消火

○ハロゲン化物消火

(5.1.5.2)~(5.1.5.11)

○配管材料

図面に明記なき配管材料は、下記による。(2.2.1.2)

(1)一般配管

○配管用炭素鋼鋼管(白管)

○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370白管)(○Sch40

○Sch80)

○ステンレス鋼管(○一般配管用

○配管用)

(継手)

(2)地中配管

※消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(SGP-VS)

○屋内

○屋外

○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(STPG370VS

白管Sch40)

○屋内

○屋外

○消火ポンプユニット

フート弁の呼び径等図示による。(図面番号)

(5.1.2.8)

○消火用充水タンク

本体の材質等図示による。(図面番号)

(5.1.2.8)

○連結送水管

送水口の型式及び放水口の口径、材質は図示による。(図面番号)

(5.1.5.3)

○屋外消火栓

屋外消火栓箱

※鋼板製(1.6mm以上)

○ステンレス鋼板製(1.6mm以上)

消火栓開閉弁の材質

○地上式(○鑄鉄製(要部青銅製)

○ステンレス鑄物製)

○組立式(青銅製又はステンレス鑄物製)

○スプリンクラー

閉鎖型スプリンクラーヘッド

○湿式

○乾式

○予作動式)

スプリンクラー用送水口の型式及び材質は図示による。(図面番号)

(5.1.5.5)

○泡消火

消火薬剤(※水性膜泡消火薬剤

○合成界面活性剤泡消火薬剤)

感知用ヘッドの形式は図示による。(図面番号)

(5.1.5.8)

○連結散水

散水ヘッドの形式は図示による。(図面番号)

(5.1.5.10)

送水口の型式及び材質は図示による。(図面番号)

○安全装置

安全装置の機能は図示による。(5.1.6.1)

○機器の固定

燃焼機器、加熱調理機器、高さが1.0mを超える機器及び図示による機器には、床又は壁にフック等で固定できるよう補強及び固定金具を備える。(5.1.6.1)

(図面番号)

<5.2.2.6>

○流し

化粧板の有無、流しトラップの材質等図示による。(図面番号)

(5.1.6.4)

○作業台(調理台、脇台、盛付台等)

すのこ、引出し、戸棚等の有無等図示による。(図面番号)

(5.1.6.4)

○ガスステップルンジ

甲板の厚さ、材質及びすのこの有無等図示による。(図面番号)

(5.1.6.5)

○電気ステップルンジ

すのこの有無等図示による。(図面番号)

(5.1.6.5)

○換物器・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機

加熱方式は、図示による(図面番号)

(5.1.6.5)

○ガスの種類

○都市ガス

発熱量

MJ/Nm3

ガス事業者名:

施工要領は、ガス事業者が定めるものに準じる。

○液化石油ガス(※50kg

○20kg)

○配管材料

図面に明記なき配管材料は、下記による。(6.2.1.1)~(6.3.1.1)

(1)一般配管

※配管用炭素鋼鋼管(白管)

○圧力配管用炭素鋼鋼管

○鋼管

(2)地中配管

※ガス用ポリエチレン管(○屋内

○屋外)

○合成樹脂被覆鋼管(○屋内

○屋外)

○ガス漏れ警報器

※別途工事(

○本工事(外部出力端子

※なし

○あり)

(6.2.1.3)

○ガスメーター

計量方式(○実測式

○パルス式)

○防食処置

地中埋設管に電気防食を施す場合は図示による。(図面番号)

(6.2.2.5)

○液化石油ガス用鋼管の溶接接合

溶接部の非破壊検査

(6.3.2.2)<6.2.3.2>

※実施しない

○実施する(○放射線透過検査

○浸透探傷検査又は粉体探傷検査)

抜取率

%

○地中埋設管の接合方法

※PE管工法

○SGM工法

○ネジ工法

○ピット内施工方法

※合成樹脂被覆鋼管による

○

○負担金

※不要

○要

○(本工事

○別途工事)

名称:

○形式

※ユニット形

○現場施工形

(8.1.1.1)

○処理種別

○小規模合併処理

○合併処理

(8.1.1.1)

○汚泥引抜き清掃消毒

※別途工事

○本工事

○現場施工型

送風機室(○本工事

○別途工事)

(8.1.1.2)~(8.2.2.2)

防護さく(○本工事

○別途工事)

コンクリート躯体工事(土工事を含む)(○本工事

○別途工事)

換気用送風機

○遠心送風機

○軸流及び斜流送風機

○壁掛式有圧換気扇(フード付)

○天井式有圧換気扇

制御盤

○漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。

消泡装置(○ノズル式

○消泡剤式)

消毒装置(○固形塩素剤消毒装置

○次亜塩素酸ソーダ消毒装置

○マンホール

※標準図(機材1)によるマンホールふた(水封式)(錠又は回転ロック付)

管材及び弁類は図示による。(図面番号)

(図面番号)

土留め等は図示による。(図面番号)

○ユニット型

基礎等の厚さ等図示による。(図面番号)

(8.3.2.1)

○撤去工事

(1)引き渡しを要する配管、ダクト等の保温材は分離する。<1.5.1.1>

(2)ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。

(3)撤去後の補修は、原則として現状復旧とする。<1.4.2.4>

○石綿作業主任者

適用する

[9.1.2]

○特別管理産業廃棄物管理責任者

適用する

[9.1.2]

○施工計画調査

特別管理産業廃棄物等の調査は次による(適用範囲:

使用状況調査(製造所名、製造年、型式、種類、数量等)

処分条件調査(収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設等)

調査結果報告書の提出

[5.1.2]

○分析調査

微量PCBの測定を行う(対象機器:

)

[5.4.1]

○特別管理産業廃棄物の処理等

○特別管理産業廃棄物

[5.4.1]

種	類	処	理	方	法
○廃石綿等		石綿含有建材の除去等による			
○PCBを含む機器類		保管(保管場所:		)	
		保管容器は別図による。(図面番号		)	
○PCB含有シーリング		保管(保管場所:		)	
○廃油		○中間処理施設再生処理		○焼却処分	
○廃酸/廃アルカリ		製造業者又は専門業者(回収委託)			
		○中間処理施設再生処理		○中和処理	
				○焼却処分	

○特別管理産業廃棄物の処理等

○特別管理産業廃棄物の処理等

[7.3.1]

種	類	処	理	等
○フロコン		登録回収業者(回収委託)		
○ハロコン		設備設置業者等(処理委託)		
○イオン化式感知器		製造業者等(処理委託)		
○六フッ化硫黄(SF6)ガス		製造業者(処理委託)		
○特定化学物質		処理業者(処理委託)		

○特別管理産業廃棄物リスト

別図による。(図面番号)

(

)

○石綿含有建材の調査

調査(石綿含有建材の有無)は監督職員、工事監理者、受注者立会のもと行う。目視及び設計図書等による製造年等の確認

[1.5.1]

○石綿含有建材の分析調査

分析方法

○JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による。

※「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号)による。

分析結果報告書を提出する

[1.5.1]

○石綿含有保温材等の除去及び処分

除去工法

○手ばらし

○破碎して除去

除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置

※湿潤化

○固形化

保管場所(

除去した石綿含有保温材等の処分

○埋立処分(管理型最終処分場)

○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

[9.1.3]

[9.1.4]

○石綿含有成形板等の除去及び処分

除去する石綿含有成形板の飛散防止措置

※湿潤化

除去工法

※手ばらし

※けい酸カルシウム板第一種においては、作業場の隔離養生を行う。

保管場所(

除去した石綿含有成形板等の処分

※石綿含有せつこうボードは管理型最終処分場で埋立処分する。

※上記以外(

○埋立処分

○中間処理)

[1.3.12]

[9.1.5]

○手続き等

所轄の労働基準監督署及び奈良県景観・環境総合センター(奈良市内においては、奈良市保健・環境検査課)に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。

[1.1.3]

[9.1.2]

○除去後の仕上げ

仕上げ表による

[9.1.1]

○石綿含有材料リスト

○(

)

○(

)

○(

)

○(

)

(設備機材)・ボイラー(鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー、鑄鉄製ボイラー及び鑄鉄製簡易ボイラー、鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー、鋼製ボイラー)

・温水発生機(真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製))

・冷凍機(フィン/ユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット、吸収冷水機、吸収冷水機ユニット、遠心冷凍機)

・冷却塔(冷却塔)

・空調機(ユニット形空調機、ファンコイルユニット及び放射形ファンコイルユニット、コンパクト形空調機、コンパクト形空調機、マルチパッケージ形空調機、ガスエンジン/ボイラー式空調機)

・空気清浄装置(エアフィルター(バレル形、折込形)、自動巻取型エアフィルター、電気集じん器(自動巻取型、バレル形))

・全熱交換器(全熱交換器(回転形、静止形)、全熱交換ユニット)

・送風機類(遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機)

・ポンプ類(横形遠心ポンプ(空調用、ボイラー給水用、揚水用)、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)、立形遠心ポンプ(ボイラー給水用、揚水用))

・ダクト付属品(吹出口/吹出口、風量ユニット(定風量、変風量))

・自動制御(自動制御システム)

・衛生器具ユニット(衛生器具ユニット)

・タンク(FRP製パネルタンク、密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)、ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形))

・消火装置(スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム)

・厨房機器(厨房システム)

・鑄鉄製ふた(マンホールふた・弁井ふた)

設備機材等指定表

機	材	製造者名	製造者名	製造者名

株式会社 内藤建築事務所

〒600-0001 京都市左京区田中大塚町1-8-2

一般建築士 神先 誠司 (建築士351129号)

一般建築士事務所 京都府知事登録(第4号)第02291号

工事名

国保中央病院病棟改修工事

図名

機械設備工事特記仕様(4)

縮尺

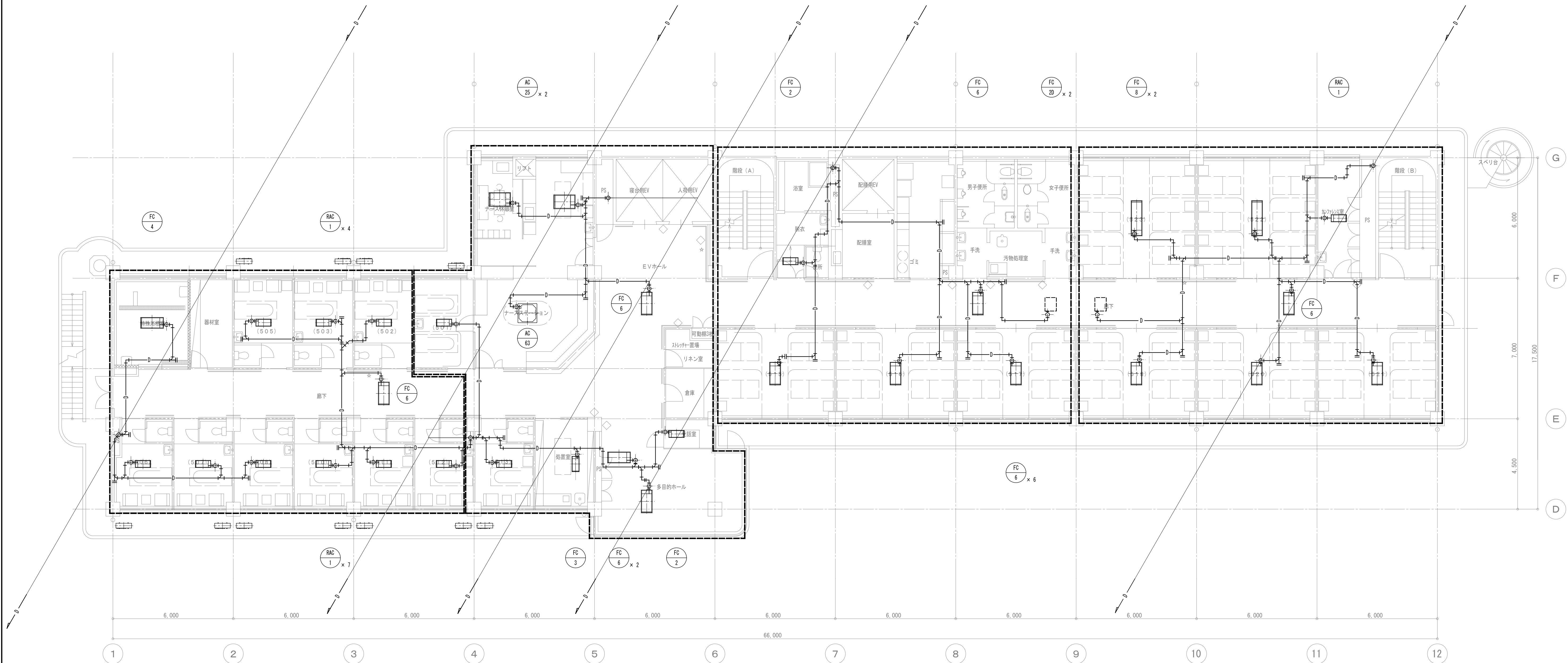
A1:N.S

A3:N.S

設計日

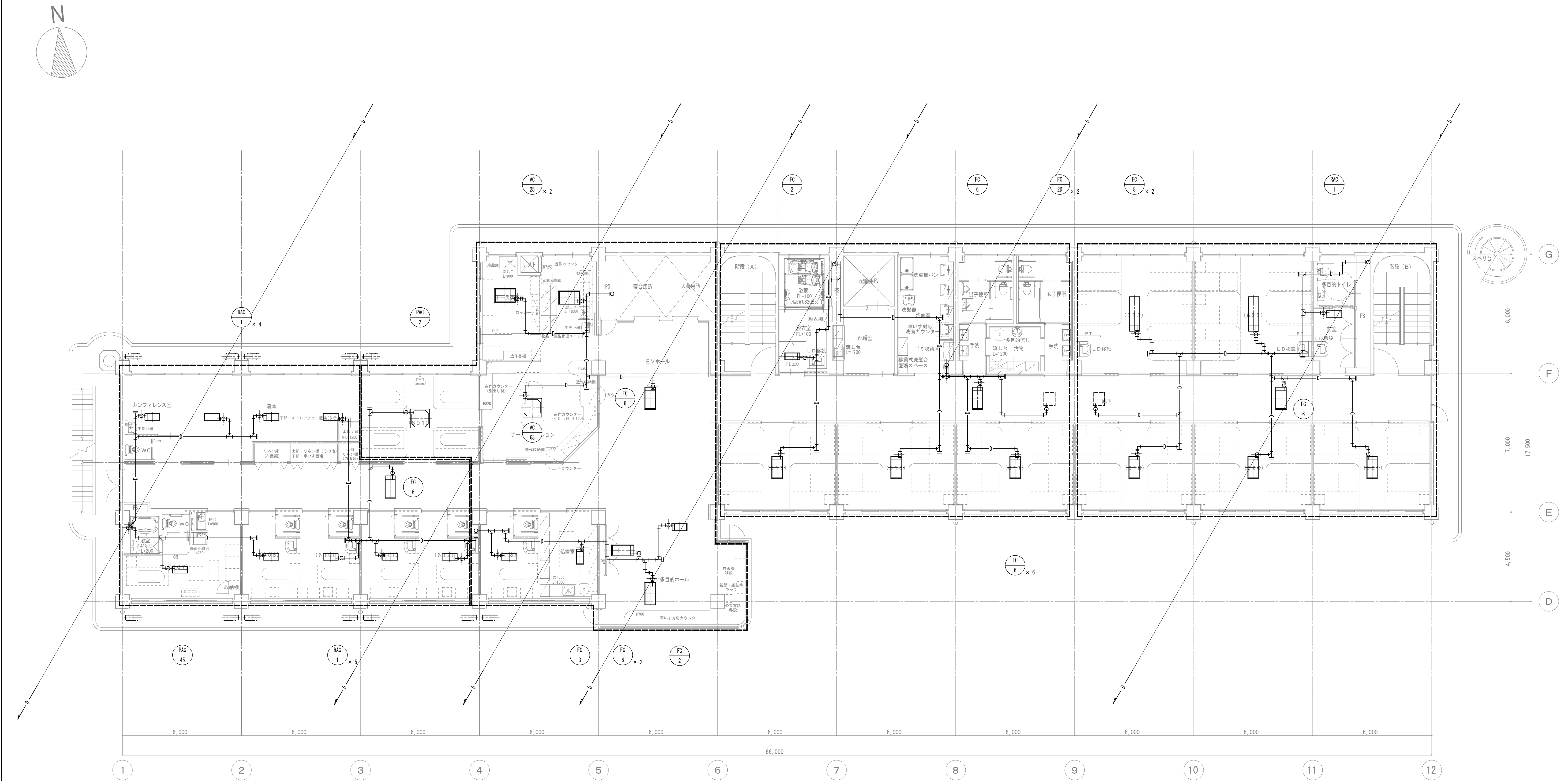
図番

M-04



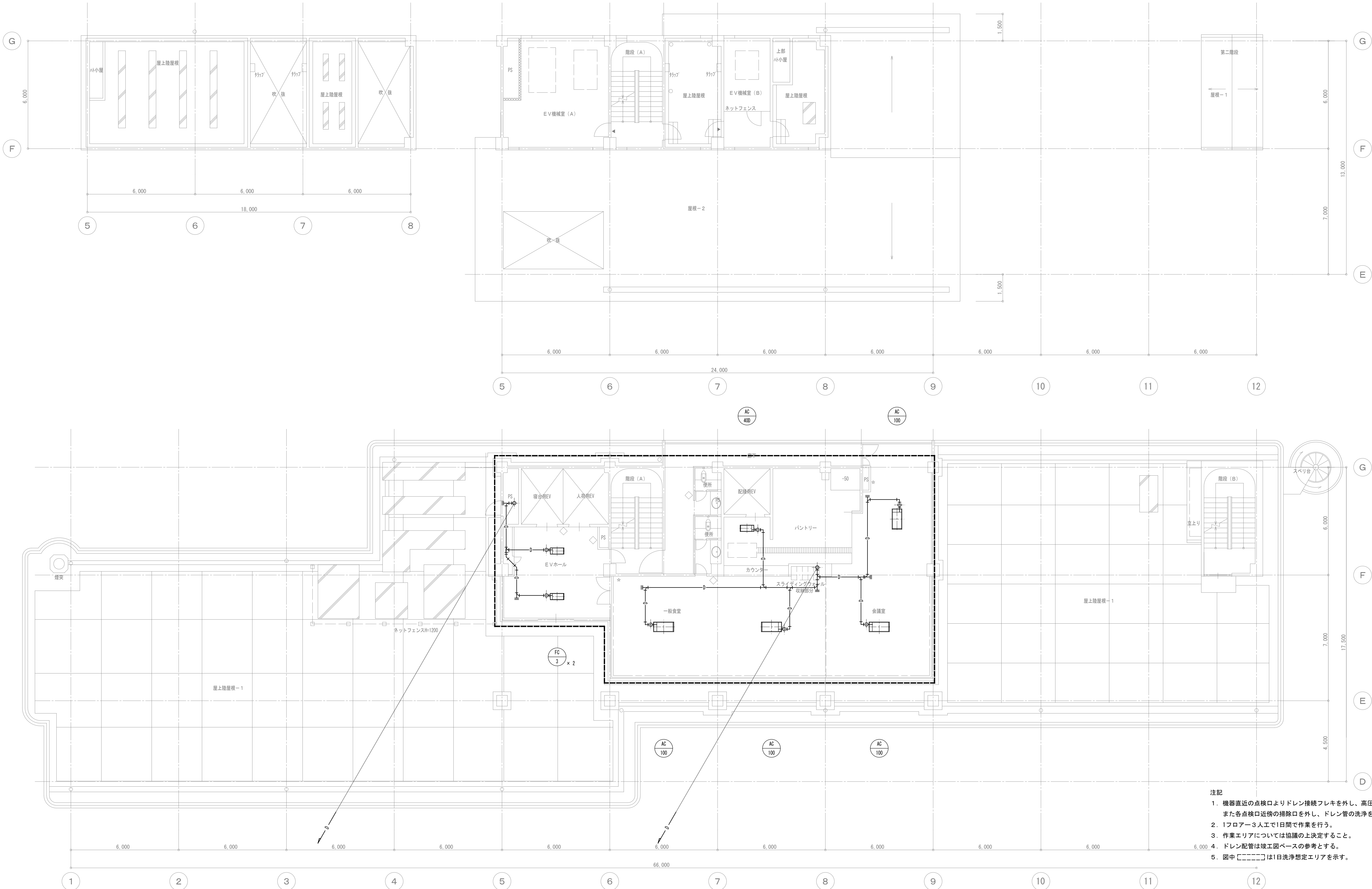
- 注記
1. 機器直近の点検口よりドレン接続フレキを外し、高圧洗浄を行う。
また各点検口近傍の掃除口を外し、ドレン管の洗浄を行う。
 2. 1フロアー3人で5日間で作業を行う。
 3. 作業エリアについては協議の上決定すること。
 4. ドレン配管は竣工図ベースの参考とする。
 5. 図中 [] は1日洗浄想定エリアを示す。

			内藤建築事務所		（一般建築士 登録第244160号） （構造設計一般建築士 第7059号）			工事名			国保中央病院病棟改修工事			図番			
					矢口 正宏												
					【構造関係規定に於ける部分が適合する】												
			京都市左京区田中大塚町182														
			一般建築士 神先 誠司 (建築士55129号)					（一般建築士 登録第361974号） （設備設計一般建築士 第5999号）			図 名			縮 尺	設計日	M-O5	
											空調配管設備			A1:1/100			
											5階平面図（ドレン洗浄）			A3:1/200			
			一般建築士事務所 京都府知事登録(66A)第02291号					山本 篤史									
								【設備関係規定に於ける部分が適合する】									



- 注記
1. 機器直近の点検口よりドレン接続フレキを外し、高圧洗浄を行う。
また各点検口近傍の掃除口を外し、ドレン管の洗浄を行う。
 2. 1フロアー3人で5日間で作業を行う。
 3. 作業エリアについては協議の上決定すること。
 4. ドレン配管は竣工図ベースの参考とする。
 5. 図中 [] は1日洗浄想定エリアを示す。

株式会社 内藤建築事務所			工事名 国保中央病院病棟改修工事			図番 M - O 6
京都市左京区田中大塚町182			図名			
一般建築士 神先 誠司 (登録第131239号)			縮尺			
一般建築士事務所 京都府知事登録(第6A)第02291号			設計日			
			矢口 正宏			M - O 6
			【構造関係規定に於ける部分が適合する】			
			一般建築士 登録第244143号 【構造設計一般建築士 第7059号】			
			一般建築士 登録第361974号 【設備設計一般建築士 第5999号】			
			山本 篤史 【設備関係規定に於ける部分が適合する】			



注記
1. 機器直近の点検口よりドレン接続フレキを外し、高圧洗浄を行う。
また各点検口近傍の掃除口を外し、ドレン管の洗浄を行う。
2. 1フロアー3人で1日間で作業を行う。
3. 作業エリアについては協議の上決定すること。
4. ドレン配管は竣工図ベースの参考とする。
5. 図中 [] は1日洗浄想定エリアを示す。

			内藤建築事務所		国保中央病院棟改修工事			図章	
					図名				M-07
					縮尺				
					設計日				
			京都市左京区田中大塚町182		空調配管設備			M-07	
			一般建築士 神先 誠司 (建築士551239号)		A1:1/100				
			一般建築士事務所 京都府知事登録(06A)第02291号		A3:1/200				